



国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料	平成31年1月28日
配布日	

■同時発表先：鳥取県政記者クラブ
鳥取市政記者クラブ

千代川で伐採希望者を募集！

～伐採した樹木をお持ち帰りいただけます～

鳥取河川国道事務所では、河道内樹木の利用を希望する企業、団体、個人に向けて、伐採希望者を募集します！

伐採した樹木は、薪・ほだ木などに使用が可能です。

簡単な条件と資格を満たせば、どなたでも応募が可能です。ただし、伐採にあたっては、河川法の申請をして頂く必要があります。

当事務所では河川管理の一貫として、計画的に河川内の樹木を伐採していますが、伐採や処分に多くの費用を要しています。そのため、伐採者の公募を行い、地域の方々の協力を得ながら、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていく取り組みを行います。

伐採希望者の募集期間

平成31年1月29日(火)～

平成31年2月13日(水)

伐採希望者による伐採の実施時期

平成31年3月9日(土)～

平成31年5月10日(金)



平成29年度に実施した公募伐採状況

<問い合わせ先>

■国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

副所長

片寄 秀樹 (かたよせ ひでき)

【担当課長】河川管理課長 佐野 孝行 (さの たかゆき)

TEL 0857-29-1966(河川管理課直通) FAX 0857-29-1859

【担当出張所】河原出張所 古田 拓志 (ふるた ひろし)

TEL 0858-85-0517 FAX 0858-85-2162



応募の概要

募集期間：平成31年1月29日（火）～平成31年2月13日（水）

伐採箇所：①鳥取市河原町今在家地先（千代川 右岸）約5,900m²（①～③区画）

②鳥取市河原町和奈見地先（千代川 右岸）約4,000m²（①、②区画）

③鳥取市用瀬町美成地先（千代川 左岸）約2,400m²（①、②区画）

伐採樹種：主に広葉樹（ヤナギなど）

伐採区画：1個人等につき1区画

採取時期：平成31年3月9日（土）～平成31年5月10日（金）まで

進入路：伐採箇所①：伐採箇所の真横へ車を停車出来ません。

伐採箇所②：伐採箇所の真横へ車を停車出来ません。

伐採箇所③：伐採箇所の真横へ車を停車出来ません。

詳細についてはご相談下さい。

応募から採取までのながれ

1月29日（火）～2月13日（水）	①応募の受付
2月14日（木）～2月18日（月）	②伐採者の選定 ※先着順
2月19日（火）	③伐採者へ通知
2月20日（水）～3月8日（金）	④許可申請書・作業計画書の提出
3月9日（土）～5月10日（金）	⑤伐採作業の着手・片付け ※個人等によって異なります。

※募集は定員になりしだい、締め切ります。

※許可申請書を提出し許可書を受け取りしだい、伐採作業の着手を可能とします。

千代川 公募伐採箇所①

※注意事項

- 1) 伐採箇所の真横へ車を停車できません。
- 2) 伐採箇所付近は**足元が大変悪い**状況です。伐採の未経験者及びご自身で安全の確保をできない方の応募はご遠慮願います。

①千代川 鳥取市河原町今在家地先(河原橋の下流 右岸側)

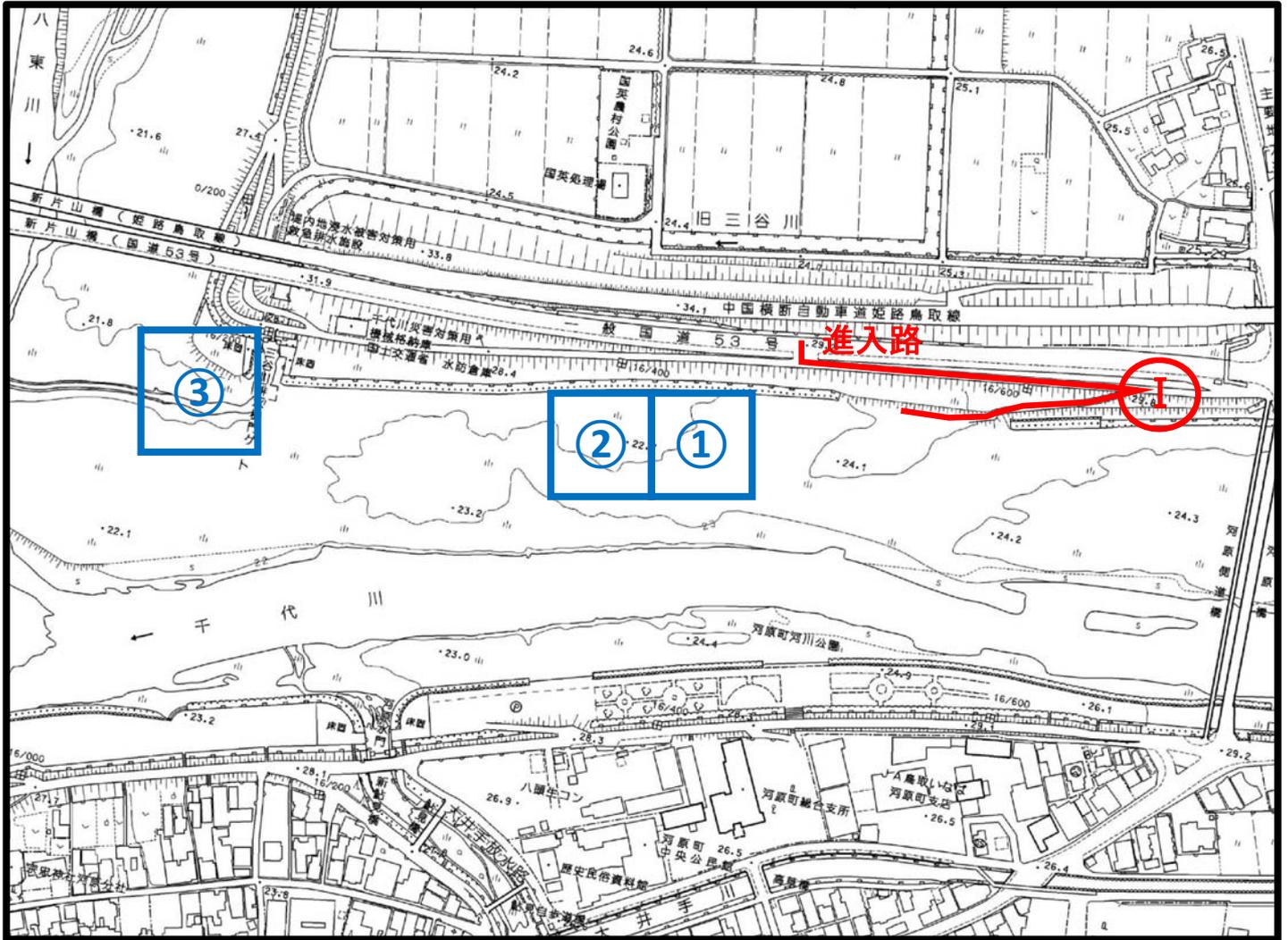


堤防天端(管理用道路)より公募伐採地上流側



八東川との合流点付近

千代川 公募伐採箇所① 区画



I 付近（堤防道路より河川内への進入路）

■ 河川の名称及び区画番号

①区画	河川名：千代川	面積	2,500m ² (50m×50m)
②区画	河川名：千代川	面積	2,500m ² (50m×50m)
③区画	河川名：千代川	面積	900m ² (30m×30m)

※注意事項

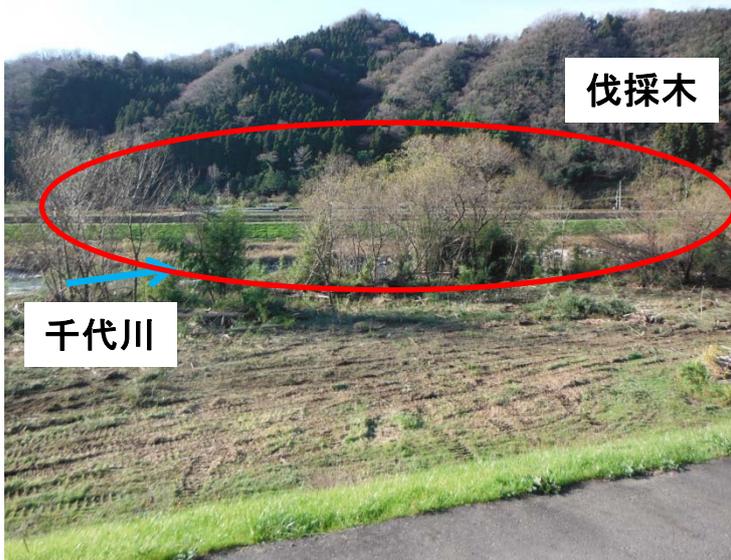
- 1) 伐採箇所の真横へ車を停車できません。
- 2) 伐採箇所付近は足元が大変悪い状況です。伐採の未経験者及びご自身で安全の確保をできない方の応募はご遠慮願います。

千代川 公募伐採箇所②

※注意事項

- 1) 伐採箇所の真横へ車を停車できません。
- 2) 伐採箇所付近は**足元が悪い**状況です。

②千代川 鳥取市河原町和奈見地先(和奈見橋の下流 右岸側)

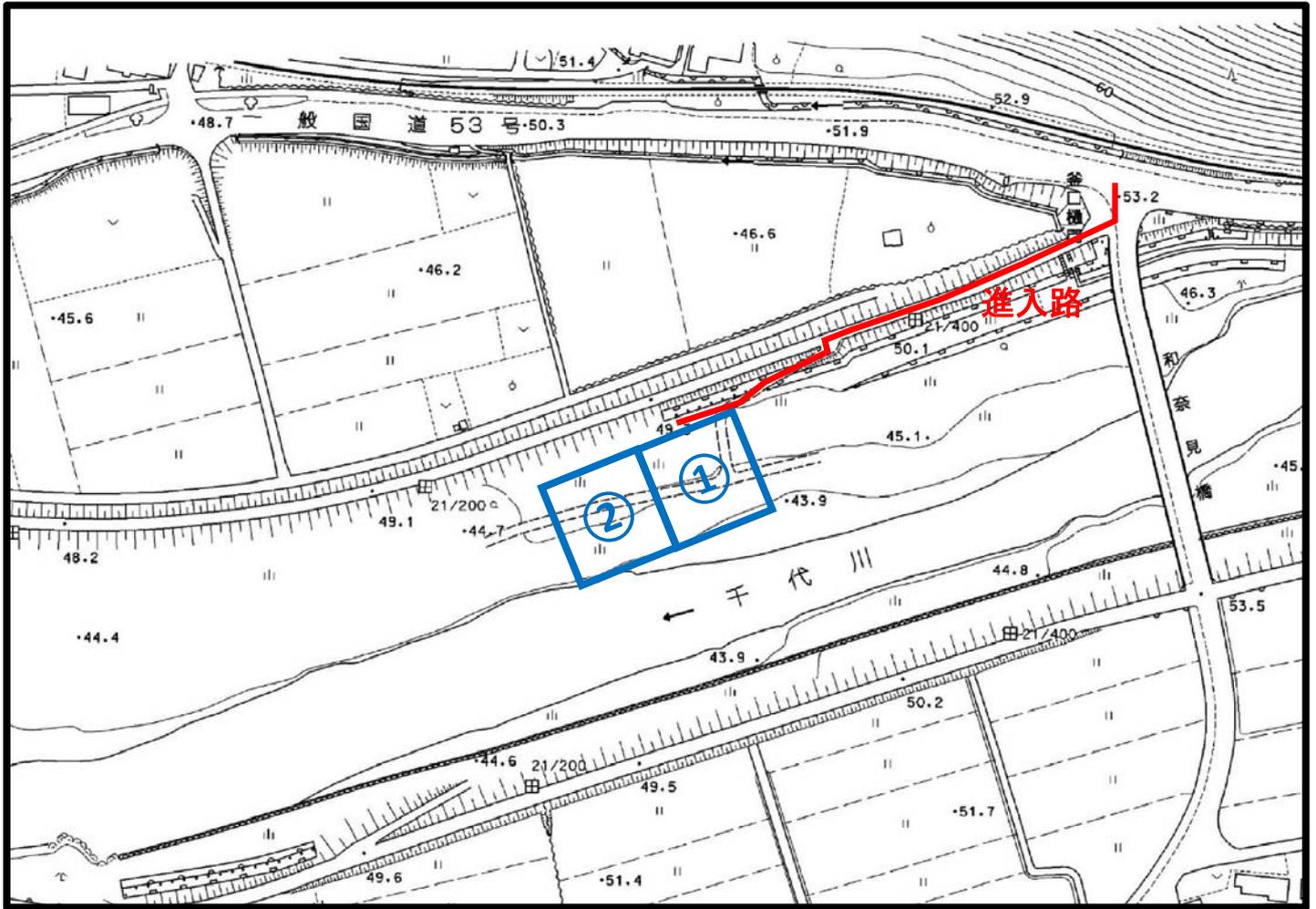


右岸堤防上から河川敷を望む



左岸堤防上から対岸を望む

千代川 公募伐採箇所② 区画



■河川の名称及び区画番号

- ①区画 河川名：千代川 、 面積 2,000m² (50m×40m)
- ②区画 河川名：千代川 、 面積 2,000m² (50m×40m)

※注意事項

- 1) 伐採箇所の真横へ車を停車できません。
- 2) 伐採箇所付近は足元が悪い状況です。

千代川 公募伐採箇所③

※注意事項

- 1) 伐採箇所の真横へ車を停車できません。
- 2) 伐採箇所付近は**足元が悪い**状況です。

③千代川 鳥取市用瀬町美成(美千歩道橋より約400m上流 左岸側)



伐採箇所進入路付近より上流側を望む



伐採箇所進入路付近より下流側を望む

千代川 公募伐採箇所③ 区画



■河川の名称及び区画番号

- ①区画 河川名：千代川 、 面積 1,200m² (40m×30m)
- ②区画 河川名：千代川 、 面積 1,200m² (40m×30m)

※注意事項

- 1) 伐採箇所の真横へ車を停車できません。
- 2) 伐採箇所付近は足元が悪い状況です。

樹木採取者公募の公示

平成31年1月29日

鳥取河川国道事務所長 北瀬 弘康

次のとおり、「鳥取河川国道事務所 公募型樹木伐採」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称 : 鳥取河川国道事務所管内における河川区域内の樹木伐採者 公募

2. 公募内容 : 河川内支障樹木の伐採・搬出
(採取区域等は公募説明書のとおり)

3. 採取時期
平成31年3月9日(土) から 平成31年5月10日(金)まで

4. 採取場所
千代川

5. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式に必要事項を記入のうえ郵送、FAX、メールのどれかにより提出すること。

② 提出期限

平成31年2月13日(水)まで

受付時間:9:00~17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③ 提出先・問い合わせ先

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地

国土交通省 中国地方整備局

鳥取河川国道事務所 河川管理課

電話 0857-29-1966

FAX 0857-29-1859

メール info-tottori@cgr.mlit.go.jp

ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請の必要がある。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は先着順とする。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

9. その他

① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。

③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。

④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。

⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。

⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。

鳥取河川国道事務所管内における河川区域内の樹木伐採

公募説明書

1. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2. 手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ郵送、FAX、メールのどれかにより提出すること。

なお、現地及び許可条件(とくに、第9条～第14条)を確認のうえ、提出すること。

②出期限

平成31年2月13日(水)まで

受付時間:9:00～17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

③提出先

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地

国土交通省 中国地方整備局

鳥取河川国道事務所 河川管理課

電話 0857-29-1966

FAX 0857-29-1859

メール info-tottori@cgr.mlit.go.jp

ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

3. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、**選定は先着順**とする。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

4. 選定結果の通知

選定結果については応募者へ郵送、FAX、メールのどれかにより通知を行う。

なお、通知は、**平成31年2月19日(火)**以降となる。

5. 採取区域と樹種等の情報

別添図面(公募伐採箇所)のとおり

樹種:主に広葉樹(ヤナギ等)

6. 採取時期

平成31年3月9日(土)から平成31年5月10日(金)まで

7. 採取にあたって実施すべき安全対策等

- ① 伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧すること。
- ③ 伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ④ ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ⑤ 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに担当する河川の出張所に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条(工事原因者の工事の施行等)に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条(原因者負担金)に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

9. 河川法の許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請を行うこと。(別添、許可申請書による)

ただし、道路使用許可を必要とする場合は許可書の写しを添付すること。

※河川法第25条の許可とは「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

※道路使用許可とは「道路の本来の用に即さない道路の使用行為で、交通の妨害となったり、交通の危険を生じさせるおそれのあるものは一般的に禁止されていますが、社会的な価値を有し、一定の条件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される」というものです(道路交通法第77条第1項)。

10. 河川法第25条の許可に際し付す許可条件

別紙、許可条件のとおり

11. 樹木の採取料については、河川法第32条第1項に基づく採取料の徴収の対象とならない。(鳥取県担当部局確認済)

12. 問い合わせ先

応募手続きに関しては、2. 手続き等③提出先と同じ。

現地に関する問い合わせ先については、次のとおり。

・河原出張所・・・〒680-1241 鳥取市河原町長瀬 56-1

TEL:0858-85-0517 FAX:0858-85-2162

**※出張所不在の場合がありますので、来所しての問い合わせはご遠慮下さい
(やむを得ず来所される場合は、事前に連絡をお願いします。)**

13. スケジュール

応募締め切り	平成31年2月13日(水)
選定結果の通知	平成31年2月19日(火)以降
河川法の申請・伐採作業計画書の提出	選定結果通知後、随時提出のこと
許可書の発行	河川法の申請書受付後、3週間程度

伐採作業開始

平成31年3月9日(土)

※個人等によって異なります。

14. その他

- ① 応募区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。
- ② 採取場所については、河川管理者において調整し指定する。
- ③ 採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又用途に疑義がある場合(採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など)には、採取の妥当性を判断することができないため確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ④ 採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

許可条件

第1条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第2条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することが出来なかった時

第3条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、河原出張所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、河原出張所長の検査を受けること。

第4条 許可を受けた者が採取に着手するとき、別紙(様式1及び伐採作業計画書)を河原出張所長へ事前に届出し、かつ採取中は河原出張所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙(様式2)により速やかに報告し河原出張所長の確認を受けること。

第5条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに河原出張所長に報告すること。

第6条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第7条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第8条 堤防道路及び堤防道路から高水敷へ下りる進入路(坂路)を使用することができる。

第9条 河原出張所長が河川管理上必要な場合の指示に従うこと。

第10条 伐採箇所までの必要な措置(除草等)については、伐採者にて行うこと。

第11条 伐採後の樹木(幹)の高さを、地上から概ね30cm以下(根株含む)とすること。

第12条 枝葉等を持ち帰らない場合は、現場に設置した集積場所へ運搬すること。

第13条 第8条～第12条を遵守しない者は、許可の取り消し及び今後募集する河川内樹木の伐採の許可を行わない場合がある。

(様式1)

平成 年 月 日

河原出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日 平成 年 月 日
2. 許可年月日 平成 年 月 日
及 び 番 号
3. 河川の名称
4. 採取の場所
5. 採取の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6. 緊急時の
連 絡 先

注)工事着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

(様式2)

平成 年 月 日

河原出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 完了年月日 平成 年 月 日
2. 許可年月日 平成 年 月 日
及 び 番 号
3. 河川の名称
4. 採取の場所
5. 採取の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6. 確 認 希 望
連 絡 先
7. 摘 要 竣工図書として、状況写真(着工前、施工中及び完了後)及び、
その他必要な資料を添えて提出すること。

平成 年 月 日

河原出張所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名)
(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(作業時間) 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇

【作業日】

【作業者】

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- (作業時服装) ・ 作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風) ・ 天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理) ・ 作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
 - ・ 枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。
- (隣接者調整) ・ 他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。
 - ・ 倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・ 倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
 - ・ 倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応) ・ ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・ 消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・ 事故(ケガを含む)発生時には出張所に必ず連絡する。
- (法令遵守) ・ 発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- (坂路監理) ・ 通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

- (その他)
- ・暑い日に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
 - ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
 - ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

応募様式

平成 年 月 日

鳥取河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒

〇〇市〇〇町〇-〇-〇

氏名 〇〇 〇〇 印

平成31年 1月29日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 河川の名称及び区画番号

第1希望 区画番号 : (河川名 :) (面積 m²)
第2希望 区画番号 : (河川名 :) (面積 m²)
第3希望 区画番号 : (河川名 :) (面積 m²)

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 薪ストーブ
 その他の目的 ()

3. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 確認済み
 未確認

4. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) チェンソーにより伐採を行う。
 ノコギリにより伐採を行う。

- その他の方法により伐採を行う。(伐採方法:)
- (小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
 伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
 その他の方法 ()
- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
 その他の方法 ()
- (伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。
 その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

5. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

6. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

緊急連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス : 〇〇〇〇

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

7. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

応募様式

平成 ●●年 ●●月 ●●日

鳥取河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒 ●●●●-●●●●

●●市 ●●町 ●●-●●-●●

氏名 ●● ●● 印

平成31年 1月29日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 河川の名称及び区画番号

希望の区画番号、河川名、面積を記入してください。

第1希望 区画番号 : ①の② (河川名 : 千代川) (面積 2,500 m²)

第2希望 区画番号 : ②の① (河川名 : 千代川) (面積 2,000 m²)

第3希望 区画番号 : ●●● (河川名 : 千代川) (面積 m²)

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

薪ストーブ

その他の目的 (「キノコ原木」等の使用目的を記入してください。)

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

確認済み

未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(伐採方法) チェンソーにより伐採を行う。

ノコギリにより伐採を行う。

その他の方法により伐採を行う。(伐採方法: ●●●●●●●●)

- (小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
 その他の方法 (●●●●●●●●●●)
- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法: ●●●●●●●●●●)
 伐採材は、(● t)トラックにより日々搬出する。(積込方法: ●●●●●●●●●●)
 その他の方法 (●●●●●●●●●●)
- (伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。
 その他の伐採順序 (●●●●●●●●●●)
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 (●●●●●●●●●●)

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。
 ●●●●●●●●●●

6. 採取の期間

作業予定期間 : ●●月●●日 ~ ●●月●●日 (のうち●●日間) を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : ●●●●-●●●●●●-●●●●●●●●
 緊急連絡先 : ●●●●-●●●●●●-●●●●●●●●
 F A X : ●●●●●●-●●●●-●●●●●●●●
 メールアドレス : ●●●●●●

① 個人で応募される方は携帯番号でも結構です。
② FAX、メールアドレスは所有している場合に記入してください。

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所すべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

別添

(甲)

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 殿

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

連絡先

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称

一級河川

2. 採取の目的

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

4. 河川の産出物の種類及び数量

河川樹木

5. 採取の方法

6. 採取の期間

自	平成	年	月	日
至	平成	年	月	日